

自主的避難等対象区域に居住し、同区域内で勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を平成24年5月末として直接請求による賠償を打ち切った東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の賠償継続が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Xと被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- (1) 就労不能損害
- (2) 精神的損害
- (3) 上記損害にかかる弁護士費用

#### 2 期間

- (1) 平成24年6月1日～平成25年3月31日
- (2) 平成23年8月1日～平成25年3月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金237万7065円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 就労不能損害 | 210万7830円 |
| (2) 精神的損害  | 20万0000円  |
| (3) 弁護士費用  | 6万9235円   |

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項1（1）記載の損害項目（同2記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、

第1項1(2)の損害項目及び同2記載の期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月19日

(仲介委員 櫻井滋規)